

午後二時迄 芝田村町一ノ一東電本社ニ於テ重役會議ヲ
 開催シ河西社長外ニ名出席平田事務課長ヨリ修正案ヲ
 説明シ種々該案ニ付審議シ重ネタルモ尚研究ノ余地アリト
 シ翌二日ニ持越シ修正案ヲ考慮中ニシ同日午前十時頃嘆
 願書第一項ニ對スル態度決定セルヲ以テ電話ニテ後業員側
 ニ回答ノ旨通知シ午後零時三十分後業員代表六名(前回ト
 同様)ト東電本社ニ會見前同後業員側ヨリ提出セル嘆願書
 項ヲ逐次回答スルルルアリテ同意ヲ要望セルモ後業員代表ハ
 一被全員ニ誇リタル上回答スハト述ヘ同一時三十分辭去
 セリ

回答要旨左ノ如シ

第一項 王子塚状ハ解散セサルヲ北ヲ年数ヲ通算スルニト
 、ニ手當ハ支給セズ

第二項 別記「ニ」ノ通り

- 第三項 尚研究ニ將來改正スルニトニ努ム
 - 第四項 日給者ニハ支給スルモ月給者ニ支給セズ
 - 第五項 他者ノモノ等ヲ調査、上考慮ス
 - 第六項 第四條第二項ハ善ムスル 第十一條 第十三條ハ
 後業員ノ利益ト思ハル、シテ諸君ノ再考ヲ望ム
 - 第七項 將來實際問題トシテ取扱ヒタイ
 - 第八項 現在三日ヲ支給シ居ルヲ以テ不取敢之ヲ支給シ尚
 考慮ス
 - 第九項 調査ノ上最善ノ条件ノモノヲ求フ
 - 第十項 備狀往復ニ要スル日数ハ與ノ尚日給ハ考慮スル
 - 第十一項 要旨ニ基キ調査ノ上善ムスル
 - 第十二項 今後社則ヲ改正スル際修正考慮スル
 - 第十三項 今後ノ實際問題ヲ基礎トシ考慮スル
- (8) 爭議圓成之後嘆願書回答ニ至ル間、後業員側ノ動靜